

平成28年度 第二種金融商品取引業者説明会

「第二種金融商品取引業者に対する監督の現状等について②」

平成29年2月14日
財務省関東財務局
証券監督第三課

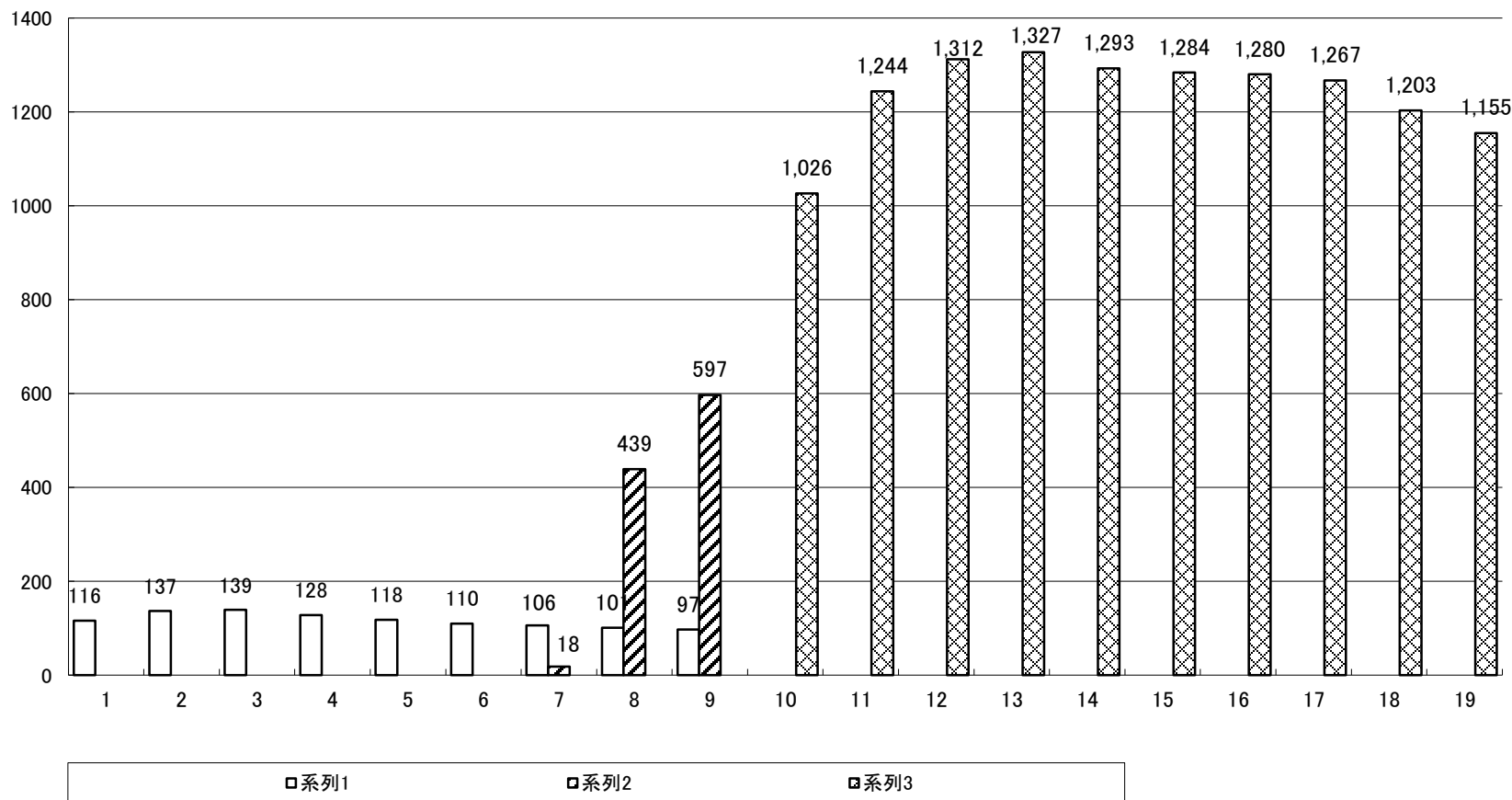
目次

1. 第二種金商業者数の推移
2. 第二種金商業者における事故等及び行政処分の状況等について
3. 適格機関投資家等特例業務に対する規制の強化とその後の状況について

1. 第二種金商業者数の推移

(業者数)

第二種金商業者数の推移



注:平成19年3月末までの数値は商品投資販売業者と信託受益権販売業者の数。

2. 第二種金商業者における事故等及び行政処分の状況等について

(1) 事故

●事例1 (ファンド販売業者)

①内容

変更登録を受けていないのに電子募集取扱業務に該当する行為を行った。

②関係条文

金商法第31条第4項

③原因

ホームページに個別のファンドの募集概要を掲載しても、契約をインターネットではなく、書面により行うものは電子募集取扱業務に該当しないと誤った認識を持っていたため。

④改善策

速やかにホームページから募集概要等を削除するとともに、法改正の内容等の適切な把握と情報共有を行うための社内体制を構築。

●事例2 (ファンド販売業者)

①内容

特定投資家として取り扱うことのできない顧客を特定投資家として取り扱い、法定の交付書面の交付を行わなかった。

②関係条文

金商法第34条の3第2項、第37条の3、第37条の4

③原因

特定投資家にかかる手続きや要件を営業担当者が誤認していたこと、管理部門の確認が不十分であったため。

④改善策

職員に対する研修を実施するとともに、二重の確認を行う態勢を構築。

●事例3（ファンド販売業者）

①内容

顧客が支払うべき対価に関する事項について不備の認められる広告及び契約締結前交付書面を交付した。

②関係条文

金商法第37条第1項第3号、第37条の3第1項第4号

③原因

ファンド案件全般について外部弁護士によるレビューが行われていたことで、社内における審査と相互牽制が十分に機能しなかったため。

④改善策

策定中。

●事例4（ファンド販売業者）

①内容

法令の規定に則した記載方法（文字の大きさ）によらない契約締結前交付書面を交付していた。

②関係条文

金商法第37条の3第1項各号、金商業等府令第79条第2項・第3項、第82条第1号

③原因

契約締結前交付書面を交付用ファイル形式に変換するシステムを開発委託先に発注する際、記載方法について個別に具体的な指示を行っていなかったため。

④改善策

速やかに契約締結前交付書面を修正して再交付するとともに、システム開発にかかる業務委託時の指示内容の明確化と成果物の確認手順を改善。

●事例5（ファンド販売業者）

①内容

ファンド募集期間中に投資先変更を行った顧客に対する契約締結時交付書面の交付漏れ。

②関係条文

金商法第37条の4第1項

③原因

投資先変更にかかる顧客管理システムの仕様が不十分であったため。

④改善策

契約締結時交付書面が交付されていなかった顧客を速やかに特定、交付するとともに、システムを改修。

●事例6（ファンド販売業者）

①内容

実際の金額と相違する金額を記載した取引残高報告書を顧客に交付した。

②関係条文

金商法第37条の4、金商業等府令第108条第1項第4号・第5号

③原因

データベースから取引残高報告書を作成する追加プログラムを開発委託先に発注する際、指示内容が不明確であったため。

④改善策

誤った金額が記載されている取引残高報告書を速やかに特定、再交付するとともに、プログラム開発にかかる業務委託時の指示内容の明確化、成果物の確認手順の追加及び取引残高報告書の記載内容の検証手順の改善を行った。

●事例7（ファンド販売業者）

①内容

実際の金額と相違する金額を記載した取引残高報告書を顧客に交付した。

②関係条文

金商法第37条の4、金商業等府令第108条第1項第5号

③原因

取引残高報告書を作成するプログラムが想定していない内容の顧客取引であったことから、取引金額の算出にエラーが発生したため。

④改善策

誤った金額が記載されている取引残高報告書を速やかに特定、再交付するとともに、プログラムを改修。

●事例8（ファンド販売業者）

①内容

異なるファンドに属する資産の情報を取り違えて掲載した勧誘資料を交付していたことがファンドの運用開始前に判明した。

②関係条文

金商法第38条第8号、金商業等府令第117条第1項第2号

③原因

勧誘資料に掲載する資産情報にかかる資料のチェックを業務委託先任せにしていたため。

④改善策

速やかに募集を中止して出資申込者に通知、正しい情報に修正した勧誘資料により改めて募集を行った。

取り違えが発覚したファンド以外に掲載情報の取り違えがないことを確認。

業務委託先と共同で資産情報のチェックを行うとともに、勧誘資料を作成する際には当該チェックの実施を確認する態勢を構築した。

●事例9（ファンド販売業者）

①内容

ファンド営業者のファンド出資金を分別管理する口座がその名義により明らかなものでないのにファンド持分の私募の取扱いを行った。

②関係条文

金商法第40条の3、金商業等府令第125条第2号ロ

③原因

営業者は出資対象事業を行うためにのみ設立された特別目的会社であることから、営業者名義の口座であっても分別管理が確保されていることになると規定の趣旨について誤った認識を持っていたため。

④改善策

速やかに分別管理口座の名義を変更して、分別管理の確認方法に係る社内規則を策定するとともに、組織的なチェックが機能するよう社内チェック体制を強化した。

(2) システム障害

●事例1 (ファンド販売業者)

①内容

顧客に分配する金額の誤計算。

②原因

分配金計算システムと他のシステムの連携不備により、暦の影響により前後する計算の基準となる日の順序の変化を分配金計算に反映できなかったため。

③改善策

社内システムに検算結果を表示して、ダブルチェックを実施する体制を構築。

●事例2 (ファンド販売業者)

①内容

ウェブサイトのサービス停止。

②原因

データベースサーバ上でデータ変更作業を行った際の誤操作により、本番用サーバに高い負荷がかかったため。

③改善策

マニュアルに手順を追加してデータ変更作業時のダブルチェックの内容を改善。

●事例3（ファンド販売業者）

①内容

顧客向けウェブサービス上で新規顧客のIDを有効化できない。

②原因

顧客向けウェブサービスの画面表示変更プログラム実装の影響。

③改善策

変更プログラム実装前の検証事項に本番環境における確認を追加して事前チェック内容を改善。

●事例4（ファンド販売業者）

①内容

顧客向けウェブサービスの顧客専用画面で、顧客が購入した金融商品の名称が表示されない。

②原因

顧客向けウェブサービスと顧客情報データを管理する業務システムの同期可能数に上限があることを把握していなかったことから、顧客情報データが同期可能数の上限を超えて同期に失敗したため。

③改善策

同期対象となるデータを見直してデータ数を削減するとともに、マニュアルを策定して同期状況を定期的に確認する体制を構築。

●事例5（ファンド販売業者）

①内容

新規登録手順で顧客宛てに自動送信される電子メールが送信されない。

②原因

メールアドレスの認証管理を行っているクラウドサービスが、メールの自動送信を認証できなかったため。

③改善策

メールサーバを変更してメールの自動送信に関してはクラウドサービスの利用を中止。

●事例6（ファンド販売業者）

①内容

ウェブサイトのアクセス障害。

②原因

公衆回線を共用している他社サイトへのアクセス数が急増したことから通信速度が極端に低下したため。

③改善策

サーバ及び回線の移設を行い、他社サイトへのアクセスの影響を排除。

(3) 行政処分の状況

平成28年（1月～12月）の第二種金融商品取引業者（関東財務局監理）に対する行政処分（5件）は、以下のとおり。

	処分日	業者名	端緒	処分事由	処分内容
1	H28.3.25	(株)NEXT TRUST	事業報告書等未提出	・登録を受けた営業所の所在地を確知できない状況	○登録取消し
2	H28.4.8	(株)スプレマシーアセットパートナーズ	検査・会社勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>出資金の流用を知らずながら匿名組合契約に基づく権利の私募の取扱いを行っている状況</u> ・事業の実態について事実と異なる内容を告げて匿名組合契約に基づく権利の私募の取扱いを行っている状況 ・無登録で社債の募集の取扱いを行っている状況 	<ul style="list-style-type: none"> ①登録取消し ②業務改善命令
3	H28.5.13	(株)日本アイビートレード	事業報告書等未提出	・登録を受けた営業所の所在地を確知できない状況	○登録取消し
4	H28.5.24	トップゲイン(株)	検査・会社勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・適格機関投資家出資の外観を仮装し、違法行為に積極的に加担した状況 ・金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成が確保されていない状況 	<ul style="list-style-type: none"> ①登録取消し ②業務改善命令
5	H28.6.7	ドラグーンキャピタル(株)	検査・会社勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・ファンド出資金を費消している状況 ・適格機関投資家への取得勧誘が行われていない状況 ・適格機関投資家出資の外観を仮装する行為に積極的に加担した状況 ・顧客に対し虚偽の運用報告書を交付する行為 ・金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない状況 	<ul style="list-style-type: none"> ①登録取消し ②業務改善命令

(4) 投資型クラウドファンディングの現状

26年改正金商法施行に伴い、投資型クラウドファンディング（電子募集取扱業務）が導入されたところ。
現状は以下のとおり。

- 関東財務局管内では12者が参入。
（その他東海、北陸、近畿、中国の財務局管内の業者が数者参入）
- 上記12者のうち、電子申込型電子募集取扱業務を行う者が3者、少額電子募集取扱業務を行う者が1者。
- 太陽光発電事業ファンド、商品ファンド、リース事業ファンド、未公開株等の取扱いを行っている。
- 上記のほか、貸付型のクラウドファンディング（ソーシャルレンディング）業者は、関東財務局管内で10者が参入。

(5) 第二種金商業者に対するモニタリングについて

1. 「金融行政方針」抜粋（平成28年10月金融庁公表資料 P14、27）

- 金融商品取引業者等に対するモニタリングについては、業者の規模・特性等を踏まえつつ、関係部局の連携の下、証券取引等監視委員会が策定する証券モニタリング基本方針も踏まえ、オンサイト・オフサイトを有機的に活用することで、より効果的・効率的に実施する。
- 第二種金融商品取引業者及び投資助言・代理業者について、証券取引等監視委員会と連携して情報分析・検証を進め、リスクベースでのモニタリングを行っていく。

2. 財務局におけるモニタリングの取組み

- 事業報告書（毎年）のデータを活用するなど、事業内容等を定量的・定性的に分析。（27年3月期から金融庁業務支援統合システムを利用して提出）

2. 適格機関投資家等特例業務に対する規制の強化とその後の状況について

(1) 制度概要

◎ 適格機関投資家等特例業務とは

適格機関投資家等（1名以上の適格機関投資家および49名以内の一般投資家（アマ））を対象とするときに限り、当局に届出（注1）を行うことにより、当該届出を行った者は、通常、業として登録が必要となる以下の2つの業務を行うことが可能となる（金商法第63条）。

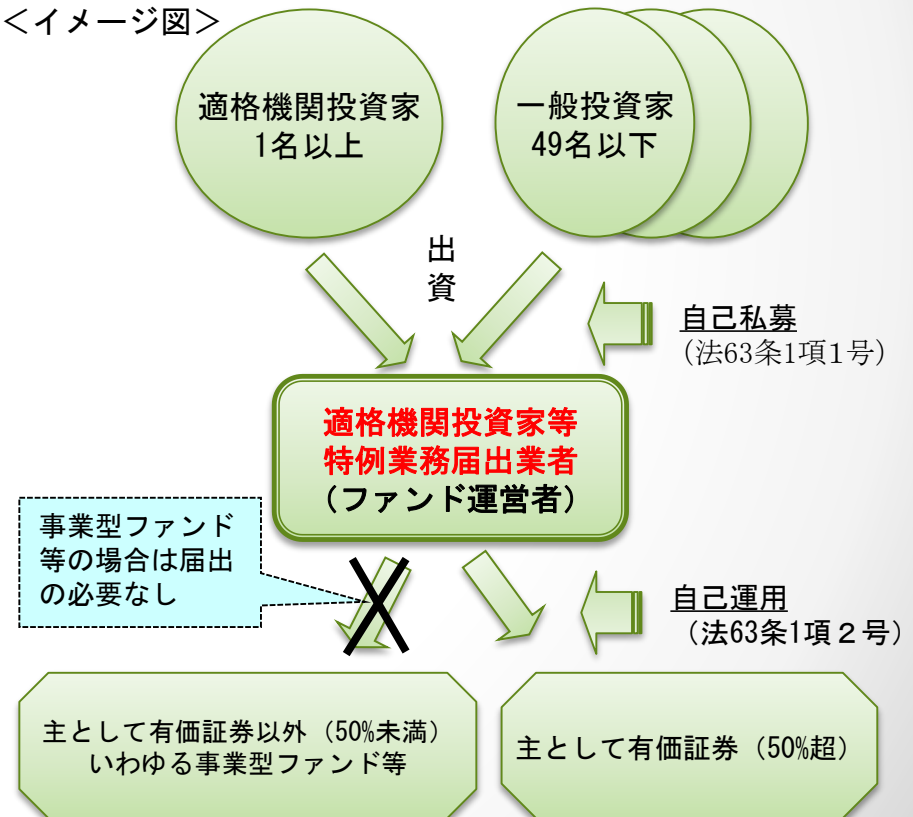
- ① ファンド持分の私募（自己私募）
- ② ファンド財産を主として有価証券やデリバティブ取引に係る権利に投資することによる投資運用（自己運用）

（注1）（27年改正金商法施行前までは、）届出事項は、商号、所在地、役員名のほか ファンドの名称及び適格機関投資家の名称等の形式要件のみ。

適格機関投資家（プロ投資家）とは、銀行、証券会社、保険会社、投資事業有限責任組合、金融庁に適格機関投資家として届出をした法人・個人等をいう（金融商品取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令第10条で限定列挙された者）。

適格機関投資家等特例業務制度を活用して組成されたファンドは、一般的に『プロ向けファンド』と呼ばれている。

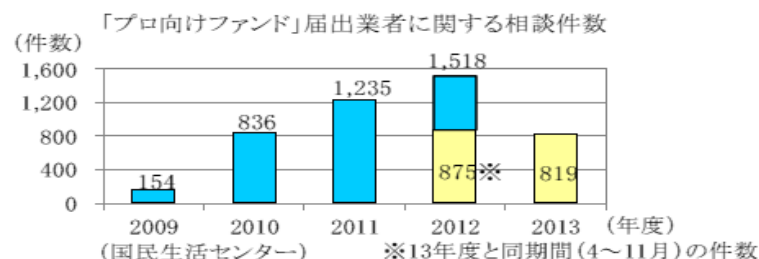
<イメージ図>



(2) 平成27年度 金融商品取引法の一部を改正する法律の概要 [平成27年5月27日成立・6月3日公布・28年3月1日施行]

制度の現状

- 投資運用業は、原則として登録制。ただし、1名以上の適格機関投資家(いわゆるプロ)及び49名以内の適格機関投資家以外の投資家(アマ)により構成される「プロ向けファンド」については、届出制によりファンド販売等が可能。
- 「プロ向けファンド」の販売等を行う届出業者は、
 - ①他の登録業者と異なり、行為規制が緩く、行政処分の対象となっていないこと、
 - ②投資の素人にも販売が可能なこと、から、投資家に被害を与えるケースが急増。



制度見直しの概要

- ファンドへの信頼を確保し、成長資金を円滑に供給していくためにも、投資者被害を適切に防止していくことが必要。このため、「プロ向けファンド」の制度について、以下の対応を図る。

- ① 届出者の要件等: 欠格事由の導入、届出書の内容の拡充・公表 等
- ② 行為規制の拡充: 適合性の原則(顧客の知識・経験等に照らし不適當な勧誘の禁止)、リスク等の説明義務 等
- ③ 問題業者への行政対応等: 業務改善・停止・廃止命令、罰則の強化 等

※ このほか、出資者の範囲について、投資判断能力を有する一定の投資家及びファンド業者と密接に関連する者に限定(政令事項)。
〔ガバナンスの確保、公認会計士による会計監査の実施など、相応の体制が整備されているベンチャー・ファンドについては、上場会社の役員等や新規事業の立上げ等の実務経験のある者等の出資も可。〕

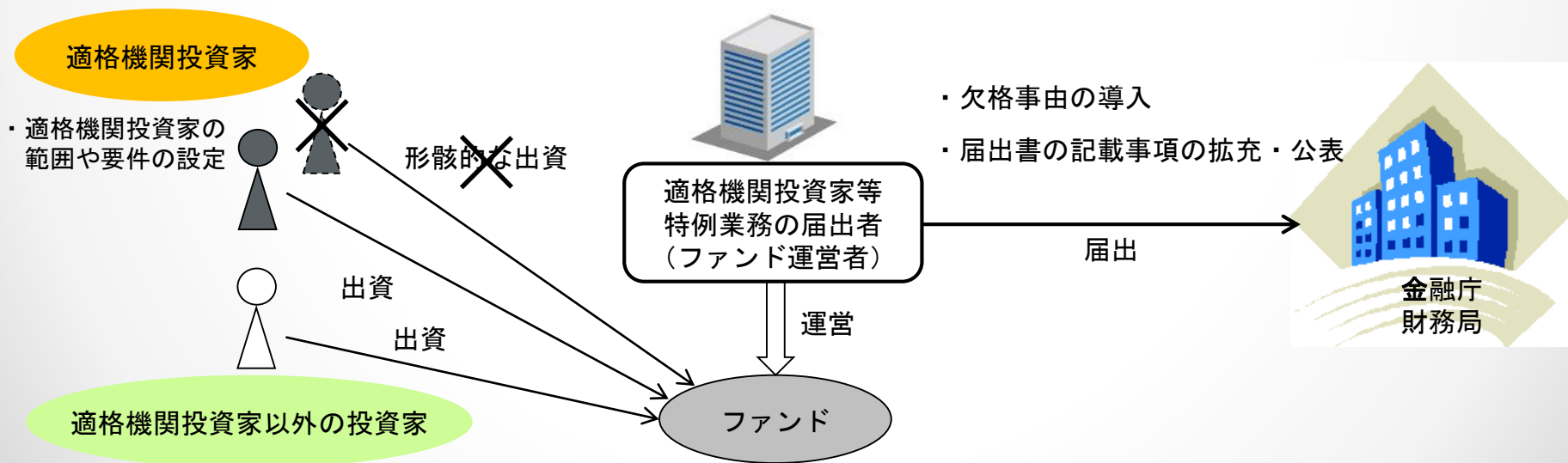
(3) 平成27年度 金融商品取引法の一部を改正する法律のポイント①

1. 適格機関投資家等特例業務の届出者の要件

- 届出書の記載事項の拡充・公表【第63条第2項～第6項】
- 欠格事由（業務廃止命令を受けてから5年間、刑事罰に処せられてから5年間等）の導入【第63条第7項】

2. 適格機関投資家の位置付け

- 実態を伴わない適格機関投資家排除のため、適格機関投資家の範囲や要件を設定【第63条第1項】
（適格機関投資家となる投資事業有限責任組合については、運用資産残高（借入れを除く）が5億円以上であること）



平成27年度 金融商品取引法の一部を改正する法律のポイント②

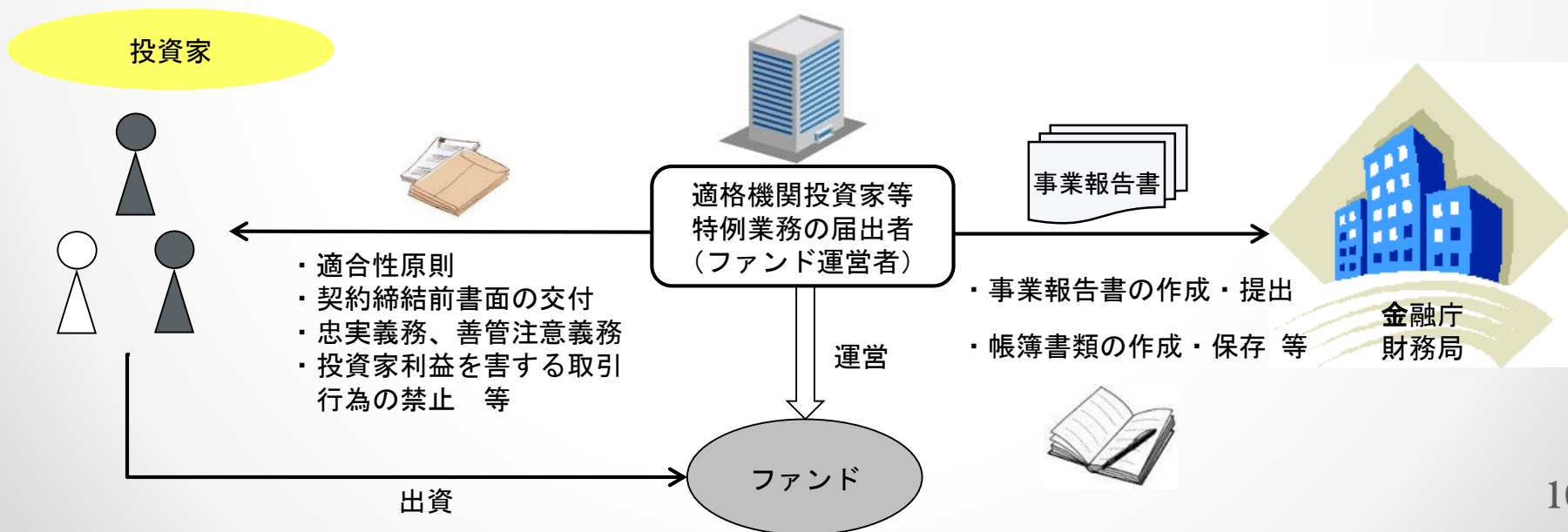
3. 届出者に対する行為規制

➤ 登録金商業者と同等の行為規制を導入【第63条第11項】

- ・ 契約の概要やリスク等を説明するための契約締結前の書面等の交付義務
- ・ 適合性原則（顧客の知識・経験等に照らし不適當な勧誘の禁止）
- ・ 忠実義務、善管注意義務
- ・ 投資家利益を害する取引行為の禁止 等

※ プロ間の自由な取引を阻害しない観点から、特定投資家との間の取引については、契約締結前の書面等の交付義務、適合性原則等は適用しない。

➤ 帳簿書類の作成・保存、事業報告書の作成・当局への提出等【第63条の4】



平成27年度 金融商品取引法の一部を改正する法律のポイント③

4. 問題のある届出者への対応

- 監督上の処分（業務改善・停止・廃止命令）の導入【第63条の5】
- 実態把握・投資者保護の観点から、報告徴求・立入検査を行うことができることを明確化【第63条の6】
- 裁判所による禁止・停止命令の対象を、法律・命令違反となる場合のほか、業務執行が著しく適正を欠き、投資者の損害拡大を防止する緊急の必要がある場合にも拡大【第192条】
- 無届出・虚偽届出等に係る罰則の引上げ（懲役1年以下→5年以下）、業務停止・廃止命令違反等に係る罰則の新設（懲役5年以下・2年以下）【第197条の2、第198条の5】

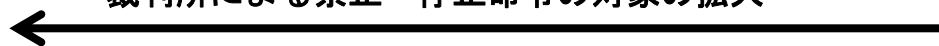


(問題のある届出者)

- ・ 監督上の処分（業務改善・停止・廃止命令）の導入
- ・ 投資者保護の観点からの報告徴求・立入検査



- ・ 裁判所による禁止・停止命令の対象の拡大



- ・ 無届出・虚偽届出等に係る罰則の引上げ、業務停止・廃止命令違反等に係る罰則の新設



金融庁



裁判所

平成27年度 金融商品取引法の一部を改正する法律のポイント④

○「プロ向けファンド」の出資者の範囲

- 適格機関投資家以外の出資者の範囲が限定され、広く一般を対象にファンドの取得勧誘を行うことが禁止。

【適格機関投資家】（金融機関等）
※形骸的なプロを排除

1名以上

+

【適格機関投資家等以外】

49名以内

- ・国、地方公共団体
- ・日本銀行
- ・金融商品取引業者（第一種金融商品取引業者・投資運用業者以外）、特例業者
- ・当該特例業者と密接な関係を有する者
- ・上場会社
- ・法人（純資産又は資本金5,000万円以上）
- ・金融商品取引業者・上場会社・法人（純資産又は資本金5,000万円以上）の子会社・関連会社等
- ・特殊法人、独立行政法人等
- ・特定目的会社
- ・年金基金、外国年金基金（投資性金融資産100億円以上）
- ・外国法人
- ・個人（投資性金融資産（有価証券やデリバティブ取引に係る権利等）1億円以上かつ証券口座開設1年経過）、法人（投資性金融資産1億円以上）
- ・資産管理会社
- ・組合、匿名組合、有限責任事業組合又は外国の組合等の業務執行組合員（投資性金融資産1億円以上）である個人・法人
- ・公益社団法人・公益財団法人（国・地方公共団体が議決権総数・拠出金額の4分の1以上を保有・拠出し、地域振興・産業振興に関する事業を公益目的事業とするもの）
- ・外国の組合理型ファンド等

※ベンチャー・ファンドについては、特例要件を充足する場合は、投資に関する事項について知識及び経験を有するものとして内閣府令で定める者による出資も認められる。

(4) 行政の対応

●「金融行政方針」抜粋（平成28年10月金融庁公表資料）

2016年3月の改正金融商品取引法の施行により、適格機関投資家等特例業者に関する届出事項や行為規制が拡充され、業務改善・停止・廃止命令等の監督権限も整備された。過去に警告書を発出した等の問題業者に対し、必要に応じて、検査や監督上の対応を行うとともに、連絡が取れない業者については、一定期間の公表を経て業務廃止命令を発出する。さらに、悪質な業者が判明した場合は、必要に応じて警察当局との連携も引き続き行う。

●具体的行政対応等

- ① 届出事項の拡充・届出者の欠格事由の導入を踏まえ、届出時における確認の徹底。
- ② 問題リスト掲載業者（参考）に対して、法施行日（28年3月1日）以降、実状を確認。必要に応じて、業務改善・停止・廃止命令を発出。
- ③ 出資者の範囲が限定され、行為規制が大幅に拡大されたことを踏まえ、高齢者等への悪質な勧誘が認められた場合は、業務改善・停止・廃止命令を見据え対応。
- ④ 問題業者に適格機関投資家として出資している金融商品取引業者等に対して厳正に対処。

・プロ向けファンドに見せかけの出資をしていた証券会社（2社）に対して業務改善命令発出（28年3月29日）、届出者（3社）に対して警告書発出（28年3月18日、4月2日）

<参考> 問題リスト掲載業者の状況

	24年度	25年度	26年度	27年度
届出者数(A)※1	3,017	3,022	3,123	3,057
問題リスト掲載業者数(B)※2	533	520	603	639
警告書発出	21	48	67	85
報告命令に応じない	346	392	475	560
連絡がとれない	186	278	356	398
届出書提出義務違反 ※3	438	325	314	288
問題リスト掲載業者数の割合(B/A)	17.7%	17.2%	19.3%	20.9%

※1 各年度末現在

※2 同一業者が複数の内容で問題リストに掲載されている場合があり、「問題リスト掲載業者数」と内訳の合計数は一致しない。

※3 平成24年4月に提出が義務付けられたファンドの名称や適格機関投資家の名称等を記載した届出書の不提出。

(5) 行政処分状況

改正金商法施行後（平成28年3月～）の適格機関投資家等特例業務届出者（関東財務局監理）に対する行政処分は、以下のとおり。

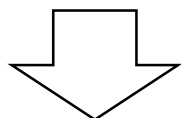
	処分日	業者名	端緒	処分事由	処分内容
1	H28. 10. 14	東京アジア レプラカン(株) [東京都千代田区]	検査 勧告	1. 無登録で投資運用業を行っている状況 2. 投資者保護上問題のある業務運営 (1)不適切な分配金の支払いを行っている状況 (2)不当に営業者報酬を受領している状況 (3)出資金を流用して中途解約者の解約償還金を支払っている状況 (4)純資産額を無視して顧客に誤った出資口数を取得させている状況	業務廃止命令 業務改善命令
2	H28. 10. 21	(株)アーバンほか 378者 (合計379者)	監督	1. 営業所等の変更届出書を提出せず、当局が営業所等を確認できない状況 2. 改正金商法で提出が義務付けられている届出書を提出していない状況	業務廃止命令 業務改善命令
3	H28. 11. 4	・(株)ウィンヴォル ・ウィンヴォル ・ステーション (合) ・ウィンヴォル ・ドリーム (合) ・ウィンヴォル ・ファルコン (合) (合計4社) [東京都千代田区]	検査 勧告	1. 無登録で投資運用業を行っている状況 2. 投資者保護上問題のある業務運営 ファンドの出資金を他のファンドの償還金や当社の販売管理費等への流用。 自己の固有財産とファンドの運用財産はもとより、各ファンドに属する財産が特定できない状況のままでの運用の継続。	業務廃止命令 業務改善命令

	処分日	業者名	端緒	処分事由	処分内容
4	H28. 12. 8	アセット クリエーション(株) [長野県長野市]	検査 勧告	1. 無登録で投資運用業を行っている状況 2. 投資者保護上問題のある業務運営 (1) ファンドの運用財産を買収資金に流用している状況 (2) 組合契約の解約等に伴うリスクを説明していない状況等 (3) 解約違約金の利息支払資金等を調達するための社債発行における不適切な取得勧誘 (4) ファンドの運用財産と自己の固有財産の分別管理を行っていない状況	業務廃止命令 業務改善命令
5	H28. 12. 8	A・Jアセット クリエーション(株) [東京都中央区]	検査 勧告	1. 無登録で投資運用業を行っている状況 2. 投資者保護上問題のある業務運営 ・虚偽の運用報告書の交付及び過小な解約返戻金の支払い	業務廃止命令 業務改善命令
6	H28. 12. 8	イー・アセット マネジメント(株) [東京都中央区]	検査 勧告	○投資者保護上問題のある業務運営 (1) ファンドの運用財産と自己の固有財産の分別管理を行っていない状況 (2) 出資金を当社への貸付けに流用している状況	業務改善命令
7	H29. 1. 31	(株)アール・ビー インベストメント・ アンド・コンサル ティングほか 70者 (合計71者)	監督	○改正金商法で提出が義務付けられている届出書を提出していない状況	業務廃止命令 業務改善命令

(6) 業者数の推移

- 平成28年3月末

約3,500者



- 平成28年12月末

約2,400者（業務廃止命令発出先を除く）

と大幅に減少している。

（主な要因）

- ・ 廃止届を提出してきた者が増加（業務の終了等）
- ・ 所在不確知による行政処分
- ・ 経過措置期間追加届出書の未提出（提出期限は昨年8月末）による行政処分 等

財務省関東財務局 証券監督第三課

郵便番号：330-9716

住所：さいたま市中央区新都心1番地1さいたま新都心合同庁舎1号館

電話：048-600-1111（代表）

関東財務局HP

<http://kantou.mof.go.jp/index.html>

金融商品取引業（第二種業）の届出について

<http://kantou.mof.go.jp/rizai/pagekthp033000080.html>